

(庶 265)
平成 27 年 3 月 31 日

都道府県医師会担当理事 殿

日 本 医 師 会
副会長 松原 謙二

厚生労働省「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、人生の最終段階における医療の方針決定等のあり方に関して、平成 26 年 3 月の「終末期医療に関する意識調査等検討会報告書」において、「終末期医療」に代えて「人生の最終段階における医療」という用語が望ましい旨の報告がなされたことを受けて、今般、厚生労働省は、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」を下記のとおり改訂するとともに、その普及を図るためのリーフレットを作成いたしました。

本ガイドラインの改訂については、都道府県知事宛に別添の通知が発出されております。

また、改訂後のガイドライン及び同ガイドライン（解説編）、並びにリーフレットは、厚生労働省より全国の各病院長宛に送付されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下の関係医療機関等への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、これらの資料は、次の厚生労働省のホームページからもダウンロードできますので、併せてご活用ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/saisyu_iryuu/index.html

記

- ① ガイドラインの名称を「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に変更
- ② 本文中の「終末期医療」という用語を「人生の最終段階における医療」に変更

以 上



事務連絡
平成27年3月25日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
在宅医療推進室

終末期医療の決定プロセスに関するガイドラインの改訂について

標記について、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドラインの改訂について」（平成27年3月25日医政発0325第2号厚生労働省医政局長通知）（以下「通知」という。）によりお示ししたところですが、これに併せて、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン解説編」（以下「解説編」という。）の改訂版及びガイドラインの普及啓発を図るためのリーフレットを作成しております。これらの資料については、平成27年3月下旬に、全国の病院に配付し、周知を図ることとしています。

貴職におかれましても、リーフレットを活用し、関係機関等に対する周知を図り、ガイドライン等の普及啓発を図っていただきますようお願いいたします。

なお、これらの資料については、厚生労働省のホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/saisyuu_iryuu/index.html

(添付資料)

- ・人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン解説編
- ・リーフレット及び病院長あて送付状

(担当)

厚生労働省医政局地域医療計画課
在宅医療推進室 藤本、白水
電話：03-5253-1111（内線2662）
E-mail：zaitaku@mhlw.go.jp



【別添】

医政発 0325 第 2 号
平成 27 年 3 月 25 日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

終末期医療の決定プロセスに関するガイドラインの改訂について

人生の最終段階における医療の方針決定等のあり方に関して、「終末期医療に関する意識調査等検討会報告書」（平成 26 年 3 月）において「終末期医療」に代えて「人生の最終段階における医療」という用語を用いることが望ましい旨の報告がなされたことを踏まえ、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」について下記のとおり改訂し、別添 1 のとおりとしましたので御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

なお、貴職におかれましては、広報等において可能なものから、「人生の最終段階における医療」という用語を使用していくようお願いいたします。

また、主要な関係団体に対しては、別添 2 により通知しましたので御了知いただきますようお願いいたします。

記

1. 改訂内容

- (1) ガイドラインの名称を、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に変更したこと
- (2) 本文中の「終末期医療」という用語を、「人生の最終段階における医療」に変更したこと



平成27年3月

病院長 殿

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」
に関するリーフレットの送付について

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省では、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」（旧 終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン）の普及のため、リーフレットを作成いたしました。

当該ガイドラインは、平成19年5月に、厚生労働省において、人生の最終段階を迎えた患者や家族と医師をはじめとする医療従事者が、患者にとって最善の医療とケアを作り上げるためのプロセスを示すものとして策定したものです。

しかし、平成25年3月に厚生労働省が行った調査によれば、人生の最終段階における医療について家族と話し合いを行ったことのある人の割合が約4割、ガイドラインを活用している医療従事者の割合は約2割と低いことが分かりました。

そのため、ガイドラインについて分かりやすくお示しするためのリーフレットを作成し、全国すべての病院や関係団体に配布することといたしました。

なお、http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/saisyu_iryuu/index.htmlにおいても、ガイドラインやリーフレットその他関連資料を掲載しております。

貴職におかれましては、院内の教育研修などにおいて、ガイドラインやリーフレットをご活用いただき、患者及び家族の方々の医療の決定プロセスへの支援に役立てていただきますようお願い申し上げます。

敬具

厚生労働省医政局地域医療計画課

(同封資料一覧)

- | | | | |
|---|----------------------------------|----|----|
| 1 | リーフレット | 5部 | |
| 2 | 人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン | | 1部 |
| 3 | 人生最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン解説編 | | 1部 |

【本状に関する照会先】

厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室
電話：03-5253-1111（内線 2662）
FAX：03-3503-8562
E-mail：zaitaku@mhlw.go.jp